

平成 22 年 12 月 24 日

プレスリリース

社団法人 海外環境協力センター

温室効果ガス(GHG)妥当性確認・検証機関の暫定的な要件における 今年度の措置について(お知らせ)

○オフセット・クレジット(J-VÉR)制度においては、環境省により定められた「温室効果ガス(GHG)妥当性確認・検証機関の暫定的な要件(Ver.1.5)」により、「我が国における国際認定フォーラム(IAF)のメンバーによる、ISO14064-2に対応するISO14065認定事業による申請書類が受理された機関」、あるいは「気候変動枠組条約における指定運営組織(DOE)又は認定独立組織(AIE)として登録され(当該機関の日本法人を含む)、かつ、ISO14065認定取得の意思を有し、すべての検証の活動に法的責任を負うことができると認められる機関(法人又は法人の一部)」のいずれかを暫定的な妥当性確認・検証機関としてきました。

○各方法論に合致した認定分野に対するISO14064-2に対応するISO14065認定事業が、我が国における国際認定フォーラム(IAF)のメンバーにより開始されたことを受け、6ヶ月以内にISO14065認定申請を行わなかった場合には暫定的な妥当性確認・検証機関の要件を満たさなくなることから、平成22年度に限った措置を設けることになりました。

「温室効果ガス(GHG)妥当性確認・検証機関の暫定的な要件」により、平成23年1月7日以降は当該要件(ISO14065認定申請等)を満たす機関のみが妥当性確認・検証業務を行えることとなりますが、平成22年度に限り以下の措置を設けることになりました。

- ・ 平成23年1月7日で要件を満たさなくなる妥当性確認機関であっても、平成23年1月6日までにプロジェクト計画開始届がJ-VÉR制度事務局に受理され、当該計画開始届に妥当性確認機関の押印があるものについては当該プロジェクトに対しての妥当性確認を行うことを認める。
- ・ 平成23年1月7日で要件を満たさなくなる検証機関であっても、平成23年1月6日までに検証を開始し、平成23年3月31日までにJ-VÉR制度事務局に認証依頼書が受理されたものについては当該検証を有効とする。(検証報告書内に検証開始日について明記すること)

当制度における温室効果ガス(GHG)妥当性確認・検証機関の最新情報については、最新版の「温室効果ガス(GHG)妥当性確認・検証機関の暫定的な要件について」および制度事務局ウェブページ「オフセット・クレジット(J-VÉR)制度における暫定的な妥当性確認・検証機関リスト」
<http://www.4cj.org/jver/verifier.html>をご覧ください。

[本プレスリリースに関する問合せ先]

気候変動対策認証センター(CCCCJ)事務局

社団法人 海外環境協力センター(OECC)内

担当: 佐々木・河野

TEL: 03-5425-3744 / FAX: 03-5425-3745

E-mail: jver@4cj.org / URL: <http://www.4cj.org>